平成２９年（フ）第１１号
新潟県新発田市東新町１丁目２番３号　タウンハイツＡ101
債務者　津田　悦子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２４号
金沢市下安原町東1458番地１　特別養護老人ホームやすはら苑、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字湖西339番地４
債務者　松島美喜子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
長野県小県郡青木村大字田沢1693番地の１
債務者　小林由美子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第７２号
静岡県田方郡函南町桑原1038番地の４
債務者　金丸　賢二
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０１７号
愛知県豊橋市三ノ輪町３丁目106番地
債務者　森　　章
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３号
愛知県東海市高横須賀町人鎌16番地の１
債務者　高橋　功治
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１６号
愛知県春日井市瑞穂通３丁目35番地１　ＴＭ瑞穂Ｂ棟
債務者　横井　謙太
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６８号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　３号棟105号室
債務者　山田　今行
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７号
愛知県江南市藤ケ丘７丁目１番地２　江南団地216棟501号
債務者　甲斐　佳子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１７号
三重県名張市梅が丘南２番町273番地
債務者　平山　信雄
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第３２３号
大津市石山寺２丁目20番19号カーサセレッソ204、前住所大津市大石中１丁目６番18―103号
債務者　小西　吉彦
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
滋賀県守山市木浜町1867番地１　コーポ百栄103号、前住所滋賀県草津市笠山４丁目12番73―1103号　ベルパラゾ
債務者　宮崎有里枝
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４号
大津市湖城が丘16番41号セントアンドリュース301
債務者　上垣　一彦
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１号
滋賀県甲賀市甲南町野尻525番地１―102号、前住所滋賀県彦根市船町４番34―102号
債務者　池田　庸平
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０号
大津市南郷３丁目16番２号　南郷団地Ｂ棟203号室
債務者　中村冨美枝
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７号
大津市千町３丁目641番地
債務者　宇治　俊信
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５８号
大津市千町３丁目641番地
債務者　宇治紀代美
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大津地方裁判所民事部